

「普遍的なもの」の帝国主義

小松田 儀 貞

はじめに

20世紀が終焉を迎える頃から、前時代の遺物とさえ言えそうな「帝国」あるいは「帝国主義」という言葉が国際情勢や政治、文化をめぐってしばしば用いられるようになっている。例えば「文化帝国主義」¹⁾の問題は、様々な領域で——特に文化研究の文脈でだが——近年盛んに言及されるようになったものの一つだろう。強国による経済的政治的な侵略や支配を基本的には意味した「帝国主義」という語は、「グローバル化」というこれもまた頻用されるようになっている語とともに文化的諸形態をも複合的に包含した新たな支配の諸形態を指すものとして、今再び新鮮な語感を帯びて流通するようになっていると言えるかもしれない。

今日、「グローバル化」におけるその中心的な役割やその「ユニラテラル」な行動傾向ゆえにアメリカ合州国にしばしば「帝国」という語が冠せられている。しかし、そこには単に「強国」あるいは「超大国」という含意以上のものはあるのだろうか。

「帝国」また「帝国主義」という概念は、「普遍」あるいは「普遍化」という概念と結びつかざるをえない。「普遍」原理を形成しそれを「普遍化」する主体——それが「帝国」でありその志向性が「帝国主義」であると言えるだろう。この意味で、「帝国」とは「普遍」を生産し流通させることのできる国家にほかならない。この視角に有効性を認めうるとすれば、ここに現代的な「帝国」のあり方を探る手がかりが見出せないだろうか。

本稿では、こうした視角から現代的な帝国と普遍の問題についての論考を残しているフランスの社会学者ピエール・ブルデュー（1930-2002）の言説を通して、若干の考察を試みることにしたい。

ブルデューは、1991年、米仏社会をめぐる諸問題（両国の近似性や競合性、また反米主義の問題など）を主題にしてニューヨークとパリで開かれたシンポジウムで「普遍的なものをめぐる二つの帝国主義」と題する興味深い講演を行っている。²⁾ 彼は1990年代に欧州でも問題化していた「グローバル化」とアメリカ合州国の関係について論考をいくつか公けにしているが³⁾、この講演はそうした一連の時論的論考に連なるものと言えるだろう。この講演は、いわゆる「2001年9月11日」以後のアメリカの国家と社会および米仏二国間関係そしてそれを取り巻く世界情勢の変貌については、当然のことながら触れてはいないものの、今なおわれわれにとって多くの示唆に富む内容を含んでいる。この中でブルデューは、アメリカ合州国に一種の文化帝国主義を見ながらも、同国を唯一単独の帝国主義の担い手として捉えるのではなく、歴史的視点を組み込みながら、あくまでも国家間関係を含めた諸関係の構造の中で帝国主義の問題を考える必要を強調している。以下は彼のこの論考の論旨を追う形で考察を進めていくことにしよう。（以下、括弧内のページ数は公刊された同講演からの引用個所を示す）

1 「普遍的なもの」をめぐる闘争

ブルデューによれば、フランスとアメリカ合

州国の関係は「普遍的なもの」(l'universel)をめぐる二つの帝国主義の衝突の所産である。(p.149) フランスもまた普遍的なものの帝国主義を担う存在にはかならない。ブルデューは両国間の競合、対立関係の中に問題の核心を見ようとする。ここにある種のバイアス（例えば「中華思想」に根を持つフランス人特有のナイーヴな対抗意識あるいは屈折した反米主義！）を見る向きもあるかもしれない。しかしそれではかえって現実を単純化する——「米国の世界支配」という認識像——ことになり、問題の核心を見誤ることになるだろう。むしろこうした視点は偏頗な米国中心史観の解毒剤となりうるだろう。また、ここで重要なのは、普遍的なもの=普遍をめぐる問題状況がどのように構成されているかということにはかならない。ブルデューが目を向けるのは、まず何より政治をめぐる「普遍」の問題である。

米仏両国民が自負する自国の政治文化あるいは制度、それは国家形態（憲法）であり民主政治である。それぞれの国民にとってこれらは一種の政治的資源であり、他国に誇りうる象徴資本にはかならない。ブルデューはこれについて次のように述べている。

まず、どういう点でフランスが、私が普遍的なものの帝国主義と呼ぶこの種の帝国主義を行使することにその特徴〔特殊性〕を持っているのかを示すことにしよう。私がここで言おうとしている帝国主義とは、特に政治的な領域で行使されるものだが、生活様式や日常生活の領域でもまた行使されるものである。それはある程度の範囲で承認されている普遍性への自負に由来する正当性の名の下で行使されるのである。普遍性の独占をめぐる闘争において、両大国はこれまでずっと衝突してきた。要所要所で、宗教（キリスト教のような）やいわゆる普遍的道徳を始めとしたより普遍的なものがあるということを持ち出すことで、フランスは——少なくとも近代について見れば——「革命」（その優先権については疑問があるが、フランス革命が賞賛されるのは偶然のことではない）に関して一定の優位を保持している。フランスの資産〔歴史的蓄積〕の中には独自の普遍的革命というものがある。フランス革命というフランス共和制の土台をなす神話は、普遍的革命であり、

あらゆる革命の普遍的モデルである。そのためマルクス主義的な伝統は、普遍的革命の独占を求めるフランス人の要求に、特別の正当性を与えてるのである。英国、合州国、日本などのあらゆる近代的大国マルクス主義者たちが、自分たちは真の革命つまりフランス的なあるいはフランス流の革命を実現したかどうかを絶えず自問してきたことは少しも驚くにあたらない。こうして、マルクスとマルクス主義は大いにフランス革命を革命の普遍的モデルとして作り上げてきたのである。誰もが知るように、普遍についての傑出した思想家であり、普遍についてのあらゆる言説が持ち出すカントは、やはりフランス革命を普遍的革命として聖別〔特権化〕した。しかし、フランス革命がそうであったところの特殊な革命の普遍性についての、また同時に一種の独自の地位が与えられたこの革命から生まれた国民の普遍性についての殆ど普遍的と言つていいこの承認については、きちんとした社会学的証明を限りなく提示することができるだろう。また、フランス革命が、記念日にだけにとどまらず欧州と米国で共にこうした論争の争点になるとすれば、それはまさにフランス革命とそこから生み出された理念を通して争点となりうるもののが、普遍性の独占、人権の独占、人間性の独占といったものであるからであると私は考えている。(pp.149-150)

今では世界的な共通認識になっていると言えるだろうが、フランス革命は近代的な国民国家(nation-state, État-nation)の範型を生み出し、「人権宣言」に示されるように、現代につながる近代市民社会の諸理念——言うまでもなく、自由、平等、友愛そして人権！——を文字通りの人類初ではないにしても、至高の価値として高らかに謳い世界に輸出した。一方でこれもまたよく知られるように、アメリカ独立革命は、歴史的にもフランス革命に先立って実現され、「独立宣言」に見られるように自由な社会の展望を具体的に示したし、アメリカ社会は、封建的権力やそれに根を持つ伝統主義から相対的に自由な市民的空間として、その後もヨーロッパの自由主義者の羨望と強い関心の対象であり続けた。いずれも新しく指し示されるべき普遍的価値として種々の理念や制度（両国に共通する厳格な政教分離原則はその好例だろう）を生み出し、それぞれがまさに空間的差異（地域や

国境) を越えて尊重されるべきものとして両国ともその正当性を主張してきた。ここに「普遍性の独占」をめぐる競合状態、もっと言えば「闘争」が繰り広げられてきたし今なお繰り広げられていることを見落とすわけにはいかないだろう。この問題についてもう少し具体的に見ていくことにしよう。

今でこそフランスの国際的な存在感と威信は必ずしも大きいものとは言えなくなっているが、少なくとも第二次世界大戦までは、こうした政治文化におけるフランス人の「普遍的なもの」への自負とその正当性への国際的評価は、決して小さいものではなかった。ブルデューは、かつてのフランスの植民地主義にこうした自國文化への自負の現われを見ている。同国の植民地政策は、自国民に「文明化と解放の使命」を果たすものと認識されていた。それは「特殊性を普遍性とする確信に根拠を置く過剰な自己確信」(強調原文のまま) (p.151) によって性格付けられる。植民地の人々を解放するために彼らを「同化」するのであり、その地域を「併合」するのだと考える左翼の植民地主義というものがフランスにはあったのである。普遍的ならざるもの(いわば「非文明的な野蛮」)を普遍的なものへと向上させること。「文明による教導」によって正当化される「善意の帝国主義」とでも言うべきものをここに見て取ることは難しくない。われわれは、さらにまた、フランスの植民地主義イデオロギーの中に今日のアメリカ的新保守主義の論理との同型構造を見出すことができるだろう。

2 文化的普遍主義としての帝国主義

フランスの植民地政策の例からも分かるように、「文化」ほど「普遍」と結びつきやすい領域はない。文化は権力と無縁に見えるがゆえに、むしろしばしば権力に恰好の居場所を提供する。フランスの歴史的特殊性としてブルデューが指摘するのは、文化的正当性の独占ということである。それは19世紀末、文化的洗練を極めたフランスとりわけパリという都市が獲得したもの、「文化的洗練」(le chic) という普遍的な資本の独占にはかならない。ブルデューは、自國の文化に強い誇りを持っていた文学学者ポール・

ヴァレリイに言及しながら次のように述べている。

[フランス人が] パリは普遍的定義では文化的世界の首都だ、と躊躇なく言えるほど自らを普遍的〔世界的〕であると思うことがどのように可能であったかを問い合わせてみよう。そう、フランスとは一種の実現されたイデオロギーなのである。フランス的であるということは、自らの特殊利益、つまり普遍的であることを特殊性とする〔特徴として持つ〕という国民的利益

〔国益〕を普遍化する権利があると自認することなのである。しかもそれは二重の意味で普遍的であるということである。普遍的革命の純粹モデルによって政治に関して普遍的であることであり、また(パリの)文化的洗練の独占によって文化に関して普遍的であることなのである。
(p.151)

紋切り型ではあるが、パリが芸術やファッションの中心地というイメージは今なお健在だろう。しかし、ここには分かりやすさゆえの陥穼が潜んでいる。粹であること、文化的洗練は、狭義の文化領域における価値にとどまるものではなく、しばしば限定された領域を超えて普遍化される価値として現れる。政治と文化は切り離しえない問題領域なのである。

……われわれは皆分かっていることだが、フランスによる普遍の独占がとりわけアメリカによって強く異議を唱えられるにしても、フランスは大西洋の向こう側〔米国側〕で言われるところの「ラディカル・シック」に関する趣味の判定者(l'arbitre des élégances)であり続けている。フランスは普遍のゲームという見世物を世界に提供し続けているのである。それは特に、政治的芸術的前衛——両方であれどちらか一方であれ——を作り出す〔境界〕「侵犯」の技術のゲームである。このやり方で(それは〔他の人々には〕とても真似のできるものではない)、常に〔境界線を〕超え、またさらにその先を超えて続けるのであり、政治的前衛主義と文化的前衛主義を調和させるのは困難な音域で演奏するかのような超絶技巧をやってみせるわけである。……(pp.151-152)

「ラディカル・シック」(radical chic) とい

う本来「社交界における派手好み」を意味したこの言葉は、今日「過激」を愛好する人々あるいは最先端を氣取る人々を指し、例えばニューヨークの急進的知識人、フランス産現代思想・文学の積極的受容層を指しても用いられる。ここでブルデューは、一部のアメリカ人（とりわけ知識人）が、なおフランスの文化的権威に依存する傾向を免れていないことを、フランス現代思想や文学がそのシックさゆえに有難がられ合州国でしばしば皮相な知的流行として受容されていることをあてこすりながら示しているのである。フランス以上に過熱した米国のポスト・モダニズムの状況を想起してみれば、こうしたことでも納得できるのではないだろうか。

3 帝国主義国家としてのフランスとアメリカ——相互依存か共犯関係か

ブルデューは、なお普遍の帝国主義の範型であるところのフランス的な帝国主義とこれに対立するアメリカ的な帝国主義との関係について、フランスの歴史家・政治家ド・トクヴィル (Alexis de Tocqueville(1805-1859)) がかつてアメリカ社会と政治に対して果たした役割に触れながら次のように言及している。よく知られるように、トクヴィルが合州国の民主政治を賞賛したことは「アメリカにおける民主政治の神話」の基盤と保証を与えた。ブルデューによれば、そこには二重の意味があった。それはトクヴィルが貴族であったこととフランス人であったことである。(p.152) アメリカ人には欠如していたこの二つの要素が「神話」の正当性を保証したのである。正当性 (*légitimité*) は、自分で自分を賞賛する、栄誉を与えるという言わば自画自賛によっては成立しない。ナポレオンが法王によってではなく自らの手で王冠を頭上に載せたようなやり方では、眞の意味での正当性は獲得できないのである。「普遍性の独占を求める闘争では、他者とりわけに他国により与えられる承認は決定的である。フランス人が常に（今日もなお）アメリカ的普遍性に王冠を授与するために（しばしば進んで）引っ張り出されるのは偶然のことではない」(p.152) 権威ある他者による承認は、正当性獲得の不可欠の条件なのである。

こうしてみると、フランスとアメリカの関係は、一方ではある種の相互依存関係であると共に、他方では帝国主義を行使する上での共犯関係でもあるよう見えてくる。

しかしながら、今やアメリカ合州国の国際社会における正当性をめぐる状況は大きく変わっている。経済のみならず多方面での「グローバル化」の実情を見れば分かるように、近年アメリカ的普遍主義が拡大の一途をたどっていることは明らかだろう。ブルデューによれば、同国の政治的普遍主義については一定の国際的承認が与えられてきたが、ある時期から特に文化的普遍主義をも主張するようになってきており、それは一定の成功を収めている。ブルデューが特に注目するのは、科学——より一般的に言えば学問（体系的知）と言うべきだろう——におけるアメリカ的な文化的普遍主義の拡大である。

……野心的な国なら皆その支配を正当化するために採ることになる普遍化の諸戦略は、今日思いもせぬ形をとっている。例えば科学そのものが——私は意識的にノーベル賞を引き合いに出したのだが——私が世界政治の場 (*le champ politique mondial*) と呼ぶものの内部での正当性をめぐる闘争の大きな賭金となっている。世界に対する正当的支配の独占をめぐる闘争においてヴァレリイの意味での首都は、今日、ハーヴィードあるいはシカゴであって、[これらの大学が]ノーベル賞に象徴される強力な科学資本とは別の普遍的野心を持った文化的生産物の布置状況を統一し結合させているのである。それは合理的計算による所産として人間行為を表象し、そのため人間の意図を科学的合理性へと強く結びつける行為哲学であり、数学の名のもと強固に形式化され正当化された経済理論、合理的決定の哲学理論等々である。この科学認識支配 (*epistemocratique*) の複合体は、全く常軌を逸した正当化の諸機能を持っているため、独特な普遍的言説である科学は、正当化イデオロギーの至上の形態となっているように私には思えるのである。合州国の伝統的強みである道徳という別の武器を何に付け加える必要があるだろうか（[第一次世界大戦における連合国側への参加に始まる] 1917年以来のアメリカのあらゆる [対外的] 介入は、[自分たちは] 普遍的であるのだという、価値や道徳の防衛するのだという主張を持って行われた。とすれば湾岸戦争の

とき採られた普遍化戦略を分析してみる必要があるだろう）（pp.152-153）

ブルデューは科学（学問）のほかに道徳や美術もその例として持ち出すのだが、彼がこの後晩年まで最も関心を寄せた対象はやはり科学（学問）、もっと言えば科学における正当性の問題（それは真理の独占の問題でもある）だったろう。⁴⁾ 科学（学問）は一見、端的に利害とは無縁のもの、あるいはせいぜい一部の専門家の利害にしかかわらない脱利害的なものと考えられがちだが、真理の根拠を提供するという社会的機能を実際に果たしている以上、しばしば社会的現実の正当化と結びつくという点で極めて一般的な——その意味で社会的な——利害にまみれたものにはかならない。科学はブルデューも言うように「独特な普遍的言説」であるがゆえに「正当化イデオロギーの至上の形態」として機能する。これを掌握することは文化的支配の根幹なのである。

現代において「科学認識支配」は、官僚支配〔官僚制〕（テクノクラシー）と相まって強力な支配的イデオロギーとなっている。例えば、「市場」を高度に抽象化された形式論理と合理性概念で説明し正当化する類の科学はその典型だろう。それはより単純化された形でマス・メディアや教師たちを通じてわれわれの現実認識の中に入り込んでいるとは言えないだろうか。アメリカの大学あるいは研究機関で生産されるこうした知的範型は、方法論的厳格さも含め知的マトリクス（母胎）として（まさに知的グローバル・スタンダードとして！）世界中に大きな影響力を持っている。このことは世界最大規模の大学・研究機関および研究者数、また潤沢な教育研究財政などの基本的な定量的データやその制度的特徴からも明らかであろう。アメリカは科学（学問）大国でもあるのである。⁵⁾

このことが例えば近年の市場経済の「グローバル化」に与えている影響力の大きさは計り知れない。科学における正当性の保有は、「世界政治の場」における覇権の掌握にとっても重要な条件なのである。⁶⁾

こうした問題は、特殊主義（個別主義）と普遍主義の問題として、具体的な国際関係の局面

ではナショナリズムと帝国主義の問題として現われざるをえない。科学について言えば、自然科学の場合、物質的実在はまさに普遍的なものだし文化的差異が自然現象そのものに影響を与えることはまず考えられない——もっとも天動説や進化論に見られたように「文化」が科学認識を歪めることは十分ありうるのだが——が、人間科学や社会科学が社会的世界（現象学で言うところの「生活世界」）に関わるものである限り、そこには常に認識論の問題が介在せざるをえない。つまり、人間・社会科学では科学認識もまたそれを生んだ文化を背負い、その内部において個別性と普遍性とはしばしば対立的に現れざるをえないのである。国家や地域はやはりしばしば一つの障壁として認識や思考の前に立ちはだかる。現実には多くの場合、文化と科学はインターナショナリズム（国際主義）の形をとって成長していくのではなく、ナショナリズムと帝国主義の間で引き裂かれている。科学（学問）は、領域を問わず、本来批判を通じて成長していくものであるはずだろう。科学が偏狭な個別主義や特殊主義にとどまったり、逆にその内実が問われないまま無批判な普遍主義として作動するしたら、科学はその名に値しないだろう。しかし、現実にはこの分裂はなお存続し拡大さえしているのである。

4 普遍的文化の可能性

国際関係上の地位の変化は、確かに米仏両国間の摩擦や齟齬を生んだだろう。政治や文化、科学などをめぐる米仏両国の関係は、結局のところ「二つの帝国主義の間の」つまり「上昇途上の帝国主義と下降途上の帝国主義の間の敵対関係の所産」にほかならず、それはかなりの部分で復讐の念や怨恨に起因するとブルデューは述べている。しかしそれは「怨恨による反米主義をも新たな帝国主義に対する正当な抵抗戦略として理解」した上でのことではなくてはならない。（pp.153-154）このようにブルデューは両国の関係を感情的な対立の問題に矮小化するのではなく、反発や批判を構造的な抵抗戦略としても捉えうることを指摘している。とはいえ、現実にはナショナリストイックな保護主義的傾向と独占主義的集権化による既存のモデル破壊

に対する防衛とを区別するのは難しいだろう。ブルデューは、こうした問題に関わる知識人の役割の重要性を指摘している。知識人は、普遍の帝国主義に最初に関与する=関心を持つ人間であるからである。彼がそこで知識人に不可欠のものとして強調するのは、再帰性（反省的知性）(réflexivité) である。国家や社会の間の文化的差異が問題とされるとき（それはときに他国の文化や科学の攻撃にもなる）、そこには何らかの普遍化戦略があると見なくてはならない。知識人はこれを警戒し、この再帰性を通して批判的にこうした現実に対峙することが求められるのである。

……諸国民間の差異や類似性（その政治制度や教育制度など）についての多くの話題は、現実のものであれ想像上のものであれ攻撃に対するわれわれのナショナルな象徴資本を保護することを狙った普遍化戦略にほかならない。しかし、実情はそれほど単純ではなく、自己欺瞞の陥穰は無数にある。ナショナルな空間における文化的霸権をめぐる闘争に結びついた諸利益は、国民を一方では外国の文化帝国主義との共犯者にしてしまうし——他方では退行的なナショナリズムに閉じこめられることになるのである。(p.154)

先にも見たように、国際関係の中にはしばしばナショナリズムと帝国主義の問題が対立構造の形で現れる。国家や国民（あるいは民族）という「枠組」は今なお様々な場面でわれわれを呪縛しているし、その一方で巨大な経済権力とそれと一緒にになったソフトな権力——大衆化した商品からポップ・カルチャー、自由主義、民主政治に至るまでのアメリカ的価値の「魅力」（ジョセフ・ナイの言う「ソフト・パワー」なるものを想起してもいいだろう）に対しても、われわれはしばしば従順でありもする。

とはいっても、文化支配としての「アメリカナイゼーション」に対する危機感とそれに対する批判的言説は、近年とみにその調子を高めているように見える。米仏関係でこれに關係する記憶に新しい出来事としては、1990年代前半に国際的注目を集めた「文化的例外」(l'exception culturelle) の事例が挙げられるだろう。フラン

スが「文化は商品ではない」という主張の下、欧州諸国の先頭に立ってハリウッド産映画から自国の映画産業と文化を防衛しようと経済問題を政治問題にした出来事である。⁷⁾ この政策が例外なき市場開放を求めるアメリカ政府の主張と対立したことはよく知られているだろう。まさに文化と政治、経済が複合的に重なり合った今日的事例である。

さて、「普遍」とは「帝国主義」という権力形態を得ることによってしか存在しないものなのだろうか。ブルデューが指し示すのは、普遍などないという類のニヒリズムやシニシズムではもちろんない。彼は、講演の最後に次のように述べている。

特殊利益の普遍化は、独特の正当化戦略であって、文化生産者に対して特殊な切迫性をもって押し付けられるのだが、そのために彼らは伝統によって常に「人間性の公務員」のような普遍的なものの扱い手あるいは代弁者と自らを考えるようになる。しかし、細心の警戒をしながら文化の場 (champ culturel) の統一を志向するあらゆる戦略を常に考えなくてはならないとしたら、吸收併合によって、あるいはこう言ってよければ支配的なナショナルなモデルの押し付けによって統一を狙う諸戦略（だからこそ、近代諸国家の形成と関連して〔国語や国民文化の形成などの〕文化的統一ということがよく行われたのだが）と文化的多元主義において統一を狙う諸戦略とをやはり区別する必要がある。普遍的文化なるものは、一つの文化の普遍化からは、つまり普遍的なものの一部を損なうことと結びついた一つの歴史的文化の絶対化からは出てくることはありえない（同じことは言語についても言える）。国際主義は、普遍的なものの帝国主義であるソヴィエト的帝国主義というよりわけ禍々しいもののおかげで今日誤った悪評を被っているが、その眞の姿において名誉回復と修復がなされるべきだろう。重要なのは、次のような一つの普遍的文化を創出することなのである。それは一つの特殊な文化（合州国は「世界の警察」だと言うときわれわれに示される国家がそうである以上に普遍的であることのない一文化）の普遍的な押し付けの単純な所産であってはならない。実際、一つの眞に普遍的な文化——つまり互いに許し合う承認によって一つになった多元的な文化的伝統から生まれた

一文化——へと向かう進歩を期待することができるとき、それは普遍的なものの帝国主義の間の闘争によってしかありえない。こうした帝国主義は、自ら拡大していくために普遍に与えなくてはならない多少偽善的な賞賛を通して普遍を発展させようとし、また少なくとも、普遍を持ち出す帝国主義それ自体に対抗して引き出されうるような手段で普遍を形成しようとするものにはかならない。(強調原文のまま)
(pp.154-155)

特殊・個別的なものの普遍化には必ず何らかの権力の行使が伴う。ブルデューは問題視するのはそこに「絶対化」という契機が介在することである。彼は普遍化というものの困難に言及しながらもその不可能性を断定しているのではない。ブルデューの言う「互いに許し合う承認」によって一つになった多元的な文化的伝統から生まれた一文化」こそが真の意味で「普遍的文化」と呼びうるものであろう。複数の帝国主義が互いに対峙し闘争を繰り広げること——それは「普遍」をめぐる闘争にはかならない。ブルデューはそこに抑圧や暴力からはもちろん権力一般から自立しうる普遍的文化の可能性を見ようとしているのだろうか。

結びにかえて——「普遍的なもの」の行方

最後に、ブルデューの言う批判的知性としての「再帰性」の重要性を再び確認しておく必要があるだろう。⁸⁾ 特殊的・個別的なものの絶対化からは、普遍的なものは生まれない。ブルデューの用いる「闘争」という術語の中には、異質なものの同士の出会いや衝突が創発的な結果を生む——弁証法的な帰結を生む、という含意を読み取ることができる。特殊・個別を絶対化してそこから抜け出せない頑迷な知性ではなく、闘争を通して自らの立場・位置を相対化・客観化し一般・普遍へと向かう批判的知性——それがブルデューの言う再帰性ということだろう。彼は晩年、再帰性の重要性を強調してやまなかつたが、ブルデューがその可能性に期待していた国際主義(国際連帯)もまたこの再帰性の知的実践形態と言えるだろう。

ブルデューは、アメリカ的文化帝国主義への危惧——特にその文化や科学における影響力の

大きさについての一々を隠さなかった。また、知識人に期待しながらもその変質についても十分理解していた。ある所で彼はフランス社会における批判的知識人の退潮とアメリカ知識人のモデルに影響を受けた技術官僚的専門家の登場について苦々しく言及してもいる。⁹⁾ ブルデューは、ある意味でかなり悲観的な状況認識を持っていたように見える。しかしながら、彼の危機感はむしろ鋭い現状分析に結びついたのではないだろうか。

1990年代、現代経済の光と影が交錯し、市場経済の「グローバル化」がますます世界各地に複雑な状況を作り出す中で、現実認識の基本軸が見失われ、相対主義的な思想の風潮が世界中に蔓延した。こうした思想状況——ポストモダン的とも言われた——において、ある意味で頑迷固陋に「普遍的なもの」の可能性を追求していたブルデューの言説¹⁰⁾は、今なお参照されるべき内容を失っていないように見える。

註

- 1) 例えば、ジョン・トムリンソン(片岡信訳)
『文化帝国主義(新版)』青土社、1997年。
- 2) P.Bourdieu,"Deux impérialismes de l'universel," C.Faure et T.Bishop(eds),
L'Amérique des Français,1992,pp.149-155.
- 3) P.Bourdieu et L.Wacquant, "Sur les ruses de la raison imperialiste" *Actes de la recherche en sciences sociales*, 121-122,1998,pp.109-118.
- 4) このことについては、小松田儀貞「ブルデューの再帰的社会学と「社会理論」——社会学的認識の国際的流通の条件——」『社会学研究』第74号(東北社会学研究会)2003年、1~25ページ参照。
- 5) 潮木守一『世界の大学危機 新しい大学像を求めて』中公新書、2004年、特に「第4章アメリカの大学」143~182ページ参照。よく知られるように、アメリカ合衆国は世界で最も多くのノーベル賞受賞者を輩出している(第二次世界大戦以後、自然科学賞について見れば約半数)。同国の高等教育機関数(短大、大学院を含めて)は、2000年現在で4182(日本は1221)、学生数は1531万人(日本は307万人)に達している。資金面でも世界的に抜きん出た大学は多く、例えばハーヴァード大

学は、世界で最も大規模な運用資金を有している（2001年度で180億ドル）。またアメリカは「大学院」という制度を世界で始めて創出したが、「学位」授与という学歴差別化装置は、同国教育研究制度の大きな魅力の一つになっている。年間の学位授与は学士号125万件（日本54万件）、博士号で4万5000件（日本1万6000件）である（2000年現在）。「アメリカの高等教育は大学院を作り出すことによって、世界の学問の頂点に立つことに成功した」（同書、144ページ）。こうした魅力ゆえ（もちろんこれらのみではないにせよ）、教育研究の歴史あるヨーロッパからの学生を含め海外から多くの外国人がアメリカに留学生として集中し、同国で支配的なスタイルの科学（学問）を身につけた研究者たちがそこから世界各地にその影響力を拡大していくことになる。

- 6) もっとも市場原理の理念としての正当性が問われるのも「世界政治の場」においてである。例えば、1990年代以後活発化している、市場開放、自由貿易の拡大を目指すWTO（世界貿易機関）の活動と「反グローバル化」運動と総称される一連の動きなどを想起されたい。ブルデューも米国の科学支配の現状については、別のところで批判的に言及している。以下参照 P.Bourdieu, et L.Wacquant, op.cit.
- 7) 小松祐子「アメリカナイゼーションとフランス」津田幸男・浜名恵美共編『アメリカナイゼーション 静かに進行するアメリカの文化支配』研究社、2004年、173～193ページ参照。
- 8) ブルデューの「再帰性」については、小松田儀貞「ブルデュー社会学における批判的メントと「再帰性」についての一考察」『秋田県立大学総合科学教育研究彙報』第4号、78～87ページ参照。
- 9) P.Bourdieu et H.Haacke, *Libre-Échange*, Seuil, 1994. pp.73-75.
- 10) ブルデューが期待していたのは、知識人による国際主義的な「普遍の協同主義」(corporatisme de l'universel)の形成だったが、これについての評価にはなお時間を要する。P.Bourdieu, *Les règles de l'art*, Seuil, 1992, pp.459-472.他を参照。